

## 条例の構成

- 1 目的
- 2 用語の定義
- 3 基本理念
- 4 市民の役割
- 5 市民公益活動団体の役割
- 6 事業者・教育機関等の役割
- 7 市の役割
- 8 市の施策
  - (1) 情報の提供等
  - (2) 学習機会の提供
  - (3) 人材の育成
  - (4) 拠点機能の充実
  - (5) 財政上の措置
  - (6) 参入機会の提供
- 9 附属機関の設置

# 条例骨子案

## 1 目的

市民一人ひとりの自治に係る意識，意欲を高めるとともに，自治会・町内会等の自治組織，NPO，ボランティアなどによる市民公益活動の活性化を図り，もって市民と行政がともに考え，共働する「自治都市・福岡」の実現に寄与することを目的とする。

## 2 定義

- (1) 「共働」とは，市民，市民公益活動団体，事業者・教育機関等及び市が，お互いの役割を認め合い，責任を自覚して，相互関係・パートナーシップを深めながら，地域の課題解決に向け，知恵や力をあわせ，長所や資源を活かして，共に努力して取り組み，行動することをいう。
- (2) 「市民公益活動」とは，市民が自主的・自発的に行う営利を目的としない活動であって，公益の増進に寄与するものいう。ただし，次に掲げるものを除く。
  - ア 宗教の教義を広め，儀式行事を行い，及び信者を教化育成するもの
  - イ 政治上の主義を推進し，支持し，又はこれに反対するもの
  - ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し，支持し，又はこれらに反対するもの
  - エ その他公益を害するおそれのあるもの
- (3) 「市民公益活動団体」とは，自治会・町内会等の自治組織をはじめ，NPO，ボランティア団体などの団体であって，市民公益活動を継続的に行うものをいう。
- (4) 「事業者・教育機関等」とは，営利を目的とする事業を行う法人・個人及び大学，高等学校，小・中学校等の教育機関等をいう。

## 3 基本理念

市民，市民公益活動団体，事業者・教育機関等及び市は，市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進に当たっては，次の理念に基づき行わなければならない。

- (1) それぞれの役割及び責務を認識し，相互に連携・協力すること。
- (2) それぞれが持つ特性や資源を活かすこと。
- (3) 課題や情報を共有し，共通認識を深めながら，地域の課題解決に取り組むこと。
- (4) 市民公益活動の自主性・自立性を尊重すること。

## 4 市民の役割

- (1) 市民は，魅力と活力あるまちづくりの主体としての自覚を持って，自らできることを考え，行動するとともに，自発的に市民公益活動に参加・協力するよう努めるものとする。
- (2) 市民は，市民公益活動がまちづくりに果たす役割・意義を認識するよう努めるものとする。

## 5 市民公益活動団体の役割

- (1) 市民公益活動団体は，地域の課題解決に向けて主体的に取り組み，計画的，継続的に活動を行うよう努めるものとする。
- (2) 市民公益活動団体は，その活動に関する情報を公開し，市民公益活動に対する市民の理解及び協力が広く得られるよう努めるものとする。

## 6 事業者・教育機関等の役割

事業者・教育機関等は、地域社会の一員として、主体的にまちづくりに関わるよう努めるものとする。

## 7 市の役割

- (1) 市は、職員一人ひとりが、市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進に関する認識を深めることができるよう、職員に対して研修等を実施し、その意識改革を図るよう努めるものとする。
- (2) 市は、市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進のため、必要な施策を定め、これを実施する責務を有するものとする。
- (3) 市は、市民公益活動に関する施策の実施に当たっては、公正性・透明性を確保しながら行われなければならない。

## 8 市の施策

### (1) 情報の提供等

市は、市民、市民公益活動団体、事業者・教育機関等及び市相互の交流及び連携を推進するため、情報の提供、情報交換の機会の確保等必要な措置を講じるものとする。

### (2) 学習機会の提供

市は、市民が市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進に対する理解を深めることができるよう、学習機会の提供等必要な措置を講じるものとする。

### (3) 人材の育成

市は、市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進のため、専門的知識を有する人材の育成を図るものとする。

### (4) 拠点機能の充実

市は、市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進のため、支援の拠点となる機能の充実を図るものとする。

### (5) 財政上の措置

市は、市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

### (6) 参入機会の提供

市は、市民公益活動団体の専門性、地域性等の特性を活用することができるものと認められる業務については、市民公益活動団体に対して業務を委託するなど、行政サービスへの参入の機会を提供するよう努めるものとする。

## 9 附属機関の設置

- (1) 市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、協議会を置く。
- (2) 協議会は、市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進に関し、市長に意見を述べることができる。

# 福岡市共働のまちづくり条例(仮称)のイメージ

## 目 的

市民一人ひとりの自治に係る意識，意欲を高めるとともに，自治会・町内会等の自治組織，NPO，ボランティアなどによる市民公益活動の活性化を図り，市民と行政がともに考え，共働する「自治都市・福岡」を実現

## 基本理念

役割の認識，相互の連携・協力  
市民公益活動の自主性・自立性の尊重

特性・資源の活用  
課題・情報の共有

## 各主体が果たすべき役割

### 〈 相互連携・協力の関係 〉

#### 市 民

##### 【役割】

まちづくりの主体としての自覚・行動  
市民公益活動への自発的な参加・協力  
市民公益活動がまちづくりに果たす役割・意義の認識

#### 市民公益活動団体

##### 【役割】

地域の課題解決に向けて主体的に取り組み，計画的，継続的に活動を推進  
市民の理解・協力を広く得るための努力

#### 事業者・教育機関等

##### 【役割】

地域の一員としての自覚・行動

#### 施策の方向性

##### 例えば

情報の提供等  
人材の育成  
財政上の措置

学習機会の提供  
拠点機能の充実  
参入機会の提供  
など

#### 福 岡 市

##### 【役割】

職員の意識向上  
必要な施策の策定・実施  
施策の実施に当たっての公平性・透明性の確保